

別表 [Cisco Webex サービス 全社導入プラン]

1. ネットワークサービスの提供

当社(以下「乙」という)はネットワークサービスの利用者(以下「甲」という)に対し、Ciscoシステムズ合同会社(以下「Cisco社」という)の運営する、第4項記載のネットワークサービス(以下「本ネットワークサービス」という)を提供します。

2. ネットワークサービスの構成

本ネットワークサービスは、Cisco Webex アクティブユーザプラン、エンタープライズアグリーメントプラン(以下総称して「基本サービス」という)と、当該基本サービスの利用を前提として実施されるオプションサービスから構成されます。なお、当該基本サービスを契約解除した場合には、オプションサービスも同時に契約解除されます。

[Cisco Webex サービス]

初期設定サービス

設定変更サービス

Cisco Webex アクティブユーザプラン(以下「AUプラン」という)

Cisco Webex エンタープライズアグリーメントプラン(以下「EAプラン」という)

オプションサービス

コールイン着信者課金サービス

コールバックサービス

コールバック定額サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

(1) 甲は、本ネットワークサービスの実施者がCisco社であることを了承するものとします。甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、Cisco社が提示する契約条件(以下「Cisco契約条件」といい、以下のURLにてCisco社により提供される最新のものをいう)および本契約に添付されるEnd User Information Form(以下「EUIF」という)につき、Cisco社に対し同意するものとします。なお、Cisco契約条件およびEUIFと本契約との間に相違あるときには、Cisco契約条件およびEUIFが優先して適用されるものとします。ただし、Cisco契約条件のうち、契約金額の支払いに関する条項は、適用されず甲は契約金額をCisco社に直接支払う必要はないものとします。

Cisco契約条件

http://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/docs/universal-cloud-terms.pdf

(2) 甲は、乙が指定する書面(以下「サービス申請書」という)に必要事項を記入し、乙に交付するものとします。なお、サービス申請書に記載された情報は、乙からCisco社に開示されることを、甲は、あらかじめ承諾するものとします。

(3) 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担で、乙が別途指定する環境(パソコン、カメラ、マイク等のハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク等を含みますが、これに限りません)等(以下「甲環境」という)を用意するものとします。なお、この際に必要となるハードウェア、ソフトウェアおよび乙のネットワークサービス用電気通信設備と接続するネットワーク等の費用は、甲が負担するものとします。

(4) 甲は、本ネットワークサービスを利用可能なコンピューターまたは通信機器を所有している甲の従業員または甲の下請事業者(以下「ナレッジワーカー」という)の数をEUIFにて申請するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

本ネットワークサービスは、Cisco社によるビジネスメッセージ、ビデオ会議などのコラボレーション機能を通信回線経由でクラウド環境(以下「Cisco Webexクラウド」という)にて提供するサービスです。乙は、Cisco社をして、サービス申請書の内容をもとに、甲が本ネットワークサービスを継続的に利用できるようにします。

各サービスの詳細は、以下によるほか、Cisco契約条件その他の乙およびCisco社が提示する書面によるものとします。

(1) 初期設定サービス

乙は、甲サービス利用者が利用サービスを利用できる環境の準備を実施します。

(2) 設定変更サービス

乙は、甲サービス利用者が利用サービスを利用できる環境において、所定の変更が必要となった場合には、当該変更作業を実施します。

(3) AUプラン

a. 提供機能

乙は、甲に対し、サービス申請書の内容に応じて会議主催者IDを払い出し、以下のア. からカ. に定める機能を提供します。なお、月に1回以上、Webex会議を主催しているユーザを以下「アクティブユーザ」といいます。

ア. Cisco Webex Meetings Suite

セッションあたりの参加者数が1000人のWeb会議(Cisco Webex Meetings)、セッションあたりの参加者数が1000人のオンライントレーニング会議(Cisco Webex Trainings)、セッションあたりの参加者が1000人のオンラインイベント会議(Cisco Webex Events)、セッション当たりの参加者が5人のオンラインサポートデスク会議(Cisco Webex Supports)を提供します。

イ. Cisco Webex teams

チャット、資料共有、3人までのオンラインミーティングが可能なコラボレーションツール(Cisco Webex teams)を提供します。

ウ. デバイス登録サービス

乙は甲に対し、Cisco社製ビデオ会議装置を本ネットワークサービスに登録できる機能を提供します。

エ. ネットワーク録画機能

会議をCisco Webexクラウドで録画できる容量無制限のネットワーク録画機能が使用できます。

オ. 音声会議機能

音声接続はVoIP通話機能および公衆電話網からのコールインによる音声接続を使用します。

カ. 管理者機能

乙は甲の管理者に対し、利用者に対してアクセスを提供するための管理ポータル(Cisco Webex Control hub)を提供します。

b. AUプランの契約者数

ア. 甲は、本ネットワークサービスの利用初年度は40人または甲のナレッジワーカー数の15%にあたる人数のうち大きい数値(以下「AU最小契約者数」という)を、本ネットワークサービスの利用者数として、乙に申請するものとします。なお、乙は当該AU最小契約者数に基づき本サービスの利用料を請求するものとします。

イ. 甲は、利用開始2年目以降は、本ネットワークサービスのサービス実施開始日を基準として1年ごと(以下「契約者数更改基準日」という)に乙より通知される以下の()または()の数値のいずれか一方でも、AU最小契約者数を上回っていた場合、()または()に定める数のうち大きい数値を新たなAU最小契約者数とし、残存契約期間はその新たなAU最小契約者数に基づき本ネットワークサービスの利用料を支払うことに合意するものとします。また、翌年以降も同様とします。

(I) 契約者数更改基準日のひと月前の時点における直近3カ月の平均アクティブユーザ数

(II) ナレッジワーカーのうち、契約者数更改基準日までに本ネットワークサービスのソフトウェアやクラウドサービスにユーザプロファイルが登録されている人数(以下「展開ナレッジワーカー」という)の15%

なお、AU最小契約者数はサービス実施期間中、いかなる場合においても下方に修正することはできないものとします。

(4) E Aプラン

a. 提供機能

乙は、甲に対し、サービス申請書の内容に応じて会議主催者ライセンスを払い出し、a. A UプランのA. からカ. と同じ機能を提供します。

b. E Aプランの契約者数

甲は、E Aプランを利用するためには250人、または、甲組織内の全ナレッジワーカーの数のうち、いずれか大きい数（以下「E A契約者数」という）での契約が必要となります。なお甲は、サービス実施期間中は、E A契約者数の最大120%の展開ナレッジワーカーの本ネットワークサービスの一次的な利用を、追加料金を支払うことなくできるものとします。ただし、甲は、以下の場合にはE A契約者数の見直しが必要となることを合意し、以下の条件にもとづいて料金を支払うものとします。

ア. サービス実施開始日から6カ月以内に、E A契約者数の105%以上のナレッジワーカーが本ネットワークサービスを利用した場合

甲は、乙と協議のうえすみやかに新たなE A契約者数を決定し、当該超過利用が始まった月から残存契約期間終了まで、新たなE A契約者数をもとに算出された利用料を支払うものとします。

イ. 契約者数更改基準日においてE A契約者数の120%を超えて本ネットワークサービスを利用したことが確認できた場合

甲は、本ネットワークサービスの契約者数更改基準日に、実際に本ネットワークサービスを利用した人数をもとにE A契約者数を見直し、残存契約期間は新たなE A契約者数をもとに算出された利用料を支払うものとします。

(5) コールイン着信者課金サービス

乙は甲に対し、甲サービス利用者が公衆回線から、乙が別途提示するコールイン着信者課金料金表に記載の国・地域に設置されたアクセスポイントに発呼することにより、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。ただし、アクセスポイントが設置された国・地域以外の国・地域から当該アクセスポイントに対して甲サービス利用者が発呼した場合においては、当該アクセスポイントへの発呼・通話に要する費用は、甲サービス利用者の負担とします。

(6) コールバックサービス

乙は甲に対し、乙が別途提示するコールバック料金表に記載の国・地域の甲サービス利用者が電話番号を指定し、ネットワークサービス用電気通信設備に送信することにより、アクセスポイントから着信・接続され、音声により会議に接続できるサービスを提供します。料金月毎に会議主催者ID保有者が主催した会議における全甲サービス利用者の接続時間に応じて利用料を加算して収受します。なお、当該アクセスポイントから甲サービス利用者への発呼・通話に要する費用は、乙の負担とします。

(7) コールバック定額サービス

乙は甲に対し、第4項(6)コールバックサービスのご利用において、定額料金での利用が可能となるサービスを提供します。なお、本サービスの利用にあたっては第4項(3)Cisco Webex A UプランのID、または、(4)Cisco Webex E AプランのIDと同数のIDを付与される必要があります。

5. ネットワークサービスの提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

6. ネットワークサービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。

7. ネットワークサービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

8. 甲の協力義務

(1) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、Cisco契約条件を遵守するものとします。

(2) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲環境を所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って使用するものとします。

(3) 本ネットワークサービスを利用するために必要となる通信回線等の費用は、甲の負担とします。

9. その他特に定める事項

(1) 本ネットワークサービスの利用に関する特則

a. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、結果的、懲罰的、偶発的、間接的損害に対していかなる責任も負うものではありません。

b. 乙ならびにCisco社およびそのサプライヤは、本ネットワークサービスについて、明示的または暗黙的を問わず、何らの保証をするものではありません。

c. 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決し、乙およびCisco社はいかなる責任も負わないものとします。

d. 甲は、甲が本ネットワークサービスにおいて伝送する内容（以下「コンテンツ」といい、視覚表現、文字、音声による情報を含み、さらにそれ以外の内容も含みます）に対する責任を負うものとします。乙およびCisco社は、甲が本ネットワークサービスまたは乙のネットワークサービス用電気通信設備を利用した結果発生する損失や損害については、甲に対しても甲以外の第三者に対しても一切責任を負わないものとします。

甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、乙およびCisco社が本ネットワークサービスを提供するために必要な範囲で、乙およびCisco社にコンテンツを使用、複製、加工、表示、公衆送信等する全世界的、対価不要、再許諾可能、永続的、取消不能のライセンスを与えるものとします。甲が本ネットワークサービスに不満がある場合における救済は、本ネットワークサービスの使用を終了することに限られます。乙およびCisco社は、甲および本ネットワークサービスの利用者が本ネットワークサービスを通じて伝送したコンテンツ等の内容およびその正確性等について何ら保証をするものではありません。甲は、本ネットワークサービスの不正使用に気付いたときには、乙またはCisco社の窓口にもその旨を通知するものとします。

e. 甲は、利用規約に基づき乙が甲に対して行うことのある措置（トラブル処理等におけるコンテンツの削除または不表示、会議主催者IDの削除等を含む）を、Cisco社が直接甲に対して行うことがあることを了解するものとします。

f. Cisco社のマーク（商号、商標、サービスマーク、ロゴ、およびドメイン名を含みます）およびCisco社のサプライヤのマークについては、マークの所有者が、サービスに関連するすべてのマークやサービスとともに表示されるすべてのマークに関するすべての財産権を保有するものとします。甲は、フレーミングを行うことや、フレーミング技術を使用等することにより、Cisco社のマークやその他のCisco社の専有情報（画像、テキスト、ページレイアウト、フォームを含む）を組み込まないものとします。

g. 甲は、本ネットワークサービスおよび本ネットワークサービスのAPIについて改造、解析および逆コンパイルを行わないものとします。

h. 甲は、本ネットワークサービスの再販売、ライセンス配布等、本ネットワークサービスから収益を発生させるいかなる行為も行わないものとします。

i. 甲は本ネットワークサービスの利用について適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。

j. 乙は、甲による本ネットワークサービスの利用に中断がないことやエラーが発生しないことを保証するものではありません。

10. 料金月

本ネットワークサービスは、従量月額払サービスもしくは一括払サービスとして提供されるものとします。

(1) サービス実施期間に関する特則(従量月額払サービス)

- a. 利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間満了の40日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。 b. 利用規約の定めにかかわらず、甲は、基本実施期間満了後に本ネットワークサービスの全部または一部を中途解約する場合であっても、利用規約の定めに基づいて中途解約料金の支払を要するものとし、甲が利用サービスにおける会議主催者ID数を追加することにもない契約金額が変更になる場合のみ当該変更後の会議主催者ID数および契約金額による契約の締結を条件に、中途解約料金の支払を要せずにサービス実施期間中の解約をすることができるものとします。
- b. 従量月額払サービスにおける料金月は、当月1日から当月末日までとします。

(2) サービス実施期間に関する特則(一括払サービス)

- a. 利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間は自動的に継続延長されず、甲は、本サービスの実施期間を延長することを希望する場合、条件変更の有無にかかわらず、本サービスの実施期間満了の40日前までに、乙所定の書面で通知するものとし、新規に本サービスに関する契約を締結するものとします。
- b. 利用規約の定めにかかわらず、いかなる場合であっても、甲が本サービスを中途解約する場合は、支払済の契約金額は返還されないものとします。

11. 商品一覧表

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
Cisco Webex 初期設定サービス	NS27700S		従量料金制(一括払)	式
Cisco Webex 設定変更サービス	NS27701S		従量料金制(一括払)	式
Cisco Webex AUプラン 利用サービス(月額払)	NS27740G	AU:アクティブユーザプラン	従量料金制(従量払)	ID
Cisco Webex EAプラン 利用サービス(月額払)	NS27741G	EA:エンタープライズアグリーメントプラン	従量料金制(従量払)	ID
Cisco Webex オプションサービス コールイン着信者課金サービス(月額払)	NS27703G	接続1分毎	従量料金制(従量払)	式
Cisco Webex オプションサービス コールバックサービス(月額払)	NS27704G	接続1分毎	従量料金制(従量払)	式
Cisco Webex オプションサービス AUプラン コールバック定額サービス(月額払)	NS27742G	AU:アクティブユーザプラン	従量料金制(従量払)	ID
Cisco Webex オプションサービス EAプラン コールバック定額サービス(月額払)	NS27743G	EA:エンタープライズアグリーメントプラン	従量料金制(従量払)	ID
Cisco Webex 初期設定サービス	NS27711S		固定料金制(一括払)	式
Cisco Webex 設定変更サービス	NS27712S		固定料金制(一括払)	式
Cisco Webex AUプラン 利用サービス(一括払・新規)	NS27740S	AU:アクティブユーザプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex EAプラン 利用サービス(一括払・新規)	NS27741S	EA:エンタープライズアグリーメントプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex オプションサービス AUプラン コールバック定額サービス(一括払・新規)	NS27742S	AU:アクティブユーザプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex オプションサービス EAプラン コールバック定額サービス(一括払・新規)	NS27743S	EA:エンタープライズアグリーメントプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex AUプラン 利用サービス(一括払・追加)	NS27744S	AU:アクティブユーザプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex EAプラン 利用サービス(一括払・追加)	NS27745S	EA:エンタープライズアグリーメントプラン	固定料金制(一括払)	ID

Cisco Webex オプションサービス AUプラン コールバック定額サービス(一括払・追加)	NS27746S	AU:アクティブユーザプラン	固定料金制(一括払)	ID
Cisco Webex オプションサービス EAプラン コールバック定額サービス(一括払・追加)	NS27747S	EA:エンタープライズアグリメン トプラン	固定料金制(一括払)	ID

[変更内容]
(2020年8月18日)本別表を適用します。

[凡例]
本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
GB	Gigabyte
ID	Identification
VoIP	Voice over Internet Protocol

以 上

別表No. N021B